定款

一般社団法人富士環境保全協会

一般社団法人富士環境保全協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人富士環境保全協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、富士地域内の事業者の事業活動に伴って生ずる公害の防止に関する対策の推進をすることにより、住民の健康を保護し、生活環境を保全し、及び公害なき企業の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
 - (1) 富士市公害健康被害補償条例に基づく認定患者の救済に関する事業
- (2) 公害の防止のために必要な法令及び技術に関する講習会及び研修会の開催に関する事業
 - (3) 公害防止の指導及び相談に関する事業
 - (4) 公害の検査、調査及び研究に関する事業
 - (5) 公害防止関連機器の選定及びあっせん並びにその保守管理に関する事業
 - (6) 公害防止協定に係る指導及び相談並びにその履行の確保に関する事業
 - (7) 企業及び一般市民の生活環境向上及びその普及啓発に関する事業
 - (8) 国及び地方公共団体に対する建議陳情に関する事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

- 第 5 条 この法人に次の会員を置く。
- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であって特別会員以外のもの
 - (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した公共的団体
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事 会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及 び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にい つでも退会することができる。

(除 名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 この法人は、前項の規定により、会員を除名しようとするときは、総会の開催の日の 10日前までに、当該会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において

弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
 - (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 12 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第 13 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

- 第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 総会を招集するには、総会の目的である事項、内容、日時、場所等を示し、その他書面 評決ができる旨を示して、開催日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的 である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

(議 決 権)

第 18 条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した 当該会員の議決権の過半数の同意をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 20 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらか じめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決 を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した ものとみなす。

(議事録)

- 第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

- 第 22 条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 20 名以上 25 名以内
 - (2) 監事 3名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、4名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の 代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事にあっては 3人、監事にあっては1人を超えない範囲内において、会員又は会員である団体の役職 員以外の者をそれぞれ選任することができる。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執 行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会の定める順位により、理事長が欠けたときはその職務を行い、理事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任する理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事に、理事又は監事としてふさわしくない行為があったときは、 総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会の決議において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

(顧問及び参与)

- 第 29 条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

- 第 30 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第 32 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事から理事会の目的たる事項を示して、総会の招集の請求があったときに開催する。
- 2 理事会の招集通知は、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、 全員の同意を得たときはこの限りではない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

(定 足 数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議 事 録)

- 第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 専門研究部会及び専門委員会

(専門研究部会及び専門委員会)

第 37 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、専門研究部会及び専門委員会を置くことができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に 定める。

(事業年度)

- 第 40 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日 の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する 場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くも のとする。

(事業報告及び決算)

- 第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次 の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(暫定予算)

- 第 43 条 第 41 条の規定にかかわらず、やむをえない理由により、毎事業年度開始の 日の前日までに予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の 日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び財産の処分)

- 第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは 地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 11 章 事 務 局

- 第 48 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他職員若干名を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

第 12 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別 に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は遠藤敏東、副理事長は音羽徹、外村正一郎、本田聖二、友安 盛士とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において 読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人

の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を 事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人富士環境保全協会細則

専門研究部会の組織及び運営

(部 会)

- 第 1 条 事業の円滑な運営を図るため、この法人に次の部会を置くことができる。
 - (1) 大 気 部 会
 - (2) 水 質 部 会
 - (3) 産業廃棄物部会
 - (4) 厚 生 部 会
- 2 会員は、関係する部会に属することができる。
- 3 会員は、保有する特定施設が2以上の場合は2以上の部会に所属することができる。 (部会長及び副部会長)
- 第 2 条 部会に部会長1人及び副部会長3人以内を置く。
- 2 部会長及び副部会長は部会において互選する。

(部会長及び副部会長の職務)

- 第 3 条 部会長は部会を代表し会務を総括する。
- 2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 部会長は、理事会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を行い、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(総会への報告)

第 4 条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも1回総会に報告しなければならない。

(準用規定)

- 第 5 条 定款第19条(決議)の規定は部会について準用する。
- 2 定款第26条(役員の任期)の規定は部会長及び副部会長について準用する。

附則

この細則は、一般社団法人富士環境保全協会の設立の登記の日から施行する。